

令和 2 年 6 月 定 例 会 議  
陳 情 文 書 表

陳情第 2 号

種苗法改正に関する国等への意見書の提出を求める陳情書

# 陳情文書表

【令和2年6月定例会議】

受理年月日	受理番号	提出者	付託委員会
令和2年3月11日	陳情第2号	勝浦郡上勝町旭字中村 156 「私たちの食と農は安全か？」 種子を守る会・徳島 柴田 憲徳	産業建設 常任委員会

(件名・要旨)

種苗法改正に関する国等への意見書の提出を求める陳情書

## 【陳情の要旨】

2018年4月に種子法が廃止され、主要農作物(米、麦、大豆)の公的な種子生産が、民間企業への知見の提供によって失われようとしている。

これを懸念する多くの国民の声の高まりにより、既設予定を含め来年までには全国の半数に及ぶ2.3道県で種子条例が制定され、公的な種子生産が継続されることになった。

しかし、農林水産省(以下、「農水省」という。)は「優良品種の持続的な利用を可能とする植物品種の保護に関する検討会」で種苗法の現行制度の見直しを検討、2019年11月15日、新品種保護に関する対策を取りまとめ、これを元に2020年1月20日招集された第201回通常国会に種苗法改正案が上程されようとしている。

種子法廃止とそれに続く種苗法改正によって、公的な種子の生産、育成、供給が失われ、種苗法改正による登録品種全てを「許諾制」にして、農家の自家増殖(種子を取り、使う)の権利を著しく狭めようとしている。

従来の種苗法下で一部禁止品目を除き、当然の権利として認められていた自家採種、自家増殖の権利を奪い、許諾による種苗の毎回購入は、重い経済負担となる。ただでさえ厳しい農家の窮状に拍車をかけ、離農ひいては農業そのものの存亡の危機を招きかねない。

また、民間委託の中で育成者権ばかりが増大され、営利追及によって独占が進み、種子の安全性、多様性も失われかねない。東西南北、高低等変化に富んだ日本の地勢に適合した優良で多様性に富んだ種子が、長い歴史の中で、国民の生命を支えてきたのである。その多様で良質な種子が失われ、供給できなくなることは、食料不足による国家的な危機が起こりかねない。そして、山や里山平野における農地の存在は、水源涵養、CO<sub>2</sub>削減等の環境保全に貢献しており、農業を守る事は地球レベルの最重要な課題であり、農家の権利を守り支援をすることに取り組むべきである。

以上の観点から、種苗法改正を取りやめるよう陳情する。

## 【陳情事項】

1. 農業者が登録品種の収穫物、種苗から得られる収穫物の一部を次期収穫物の生産

のために種苗として用いる自家採種増殖は、原則自由とすること。改正前の数年にわたって、急速に増加した禁止項目についても、登録品種が無いものも含まれており、農業者、消費者の声が反映する様な検討委員会を設けて再検討し減らすべきである。日本が2013年に締結しているITPGR「食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約」や国連の小農宣言に明示された農家の種子の権利を受け入れ、農業を守るための法整備に尽力していただきたい。今回の改正案は、日本が締結している国際条約に反する内容となっており、取り下げ廃案にすべきである。

2. 農研機構などの公的な機関、また地方公共団体で育種・育成された、公共品種については、登録品種であっても、農業者による自家採種・増殖の権利を認めること。

3. 新品種登録のための審査について、厳正、公平な審査が行われるよう、出願された品種を登録品種として認定するための機関に、農家や農民団体の推薦する代表者と、農業に関わる遺伝資源と分類に関わる生物学者が、認定決定権に関れるよう措置すること。新品種について、遺伝子組み換え、ゲノム編集の交雑、混入による汚染が起き、取り返しのつかないことにならないよう、新品種の開発に遺伝子組み換え、ゲノム編集を禁止すべきである。

4. 農水省はこの改正の目的は、登録品種の種苗の海外盗用を防ぐためと明記しているが、改正案の許諾制では防げないことは明らかとなっている。登録品種であるか否かの判定をしやすくするために「特性表」の活用や、その補正ができる権利を育成者に付与し、最終決定権を農林水産大臣に委ねるといふ、客観性と科学性を欠いた制度導入で、登録品種を一挙に増大させようとしている。

少なくとも民主主義社会においては、厳正かつ公平な審査が行われるよう、開かれた審査機関、審査制度に基づき、育成者権の侵害となる裁判において、通例どおり現物主義をもって判定すべきである。

5. 農水省は、在来種、伝統種は登録品種（新品種）の対象外と述べているが、「特性表」の判定制度によって拡大解釈される恐れもある。

また、対象外とされていたF1品種も登録できるようにしようとしている。

さらに、種苗会社が在来種、伝統種を登録していても、在来種、伝統種としての確固たるデータが無いとして、逆盗用が起きる可能性もある。そういう混乱が起きないように農水省、各自治体が調査し、公正なデータを作り、ジーンバンク（※1）を増やし、在来種、伝統種が失われないよう、中山間地の農業支援、地域の生活、食文化を守る事と一体となった種子を守り続けてきた歴史に敬意を表し、経済的支援も含めたバックアップ体制を早急に作るべきである。失われた種子を取り戻すことはできない。農民の権利を守り、生命の種子を守る具体的な施策を推進してほしい。

6. 種苗法改正を取りやめるよう、国への意見書の提出を求める。

（※1） 生物多様性の保全を目的として、野生および栽培植物の種子や微生物などさまざまな遺伝資源を収集し保存する仕組み、またそのための専門機関及び施設。